

令和8年度生成AIを活用した新規事業立案力講習企画運営業務 仕様書

1 概要

本講習は、県内企業に所属する者が、自社の成長戦略の実現に向けて必要となる新規事業立案に関する基礎的な知識やスキルを習得し、生成AIを活用して実践できるようになることを目的とする。新規事業は、事業拡大や環境変化への対応、将来の競争力確保の観点から重要性が高まっている一方、不確実性が高く、検討に多くの労力を要する領域でもある。

本講習では、生成AIを、業務を代替する存在ではなく、人の思考力・発想力・分析力を支援するツールとして位置づける。生成AIを活用することで、情報整理や仮説構築、アイデア創出といった新規事業立案プロセスを効率化し、人が主体となって判断・意思決定を行うための時間と質を高める。

また、本講習で培った生成AIを活用した新規事業立案力を、本講習修了後も再現性高く活用できるよう、新規事業立案の考え方と生成AI活用の基本を体系的に整理し、習得することを目指す。

2 目的

本事業は、県内企業に所属する者を対象に、自社の成長戦略の実現に資する新規事業立案の基礎的な知識およびスキルを習得させ、生成AIを活用した実践的な事業創出プロセスを体得させることを目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

4 予算上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託する講習の内容

a. 受講対象者

下記、想定対象業種に属する県内企業に所属するもの、若しくは、求職者を対象とする。

【対象業種】

人手不足分野

（製造業、情報通信業、卸・小売業、宿泊・サービス業、建設業、運輸業、医療・福祉）

b. 本講習が目指す到達レベル

本講習で培った生成 AI を活用した新規事業立案力を活かし、修了後も再現性高く新規事業立案を行うことができる人材を育成することを目指す。

c. スケジュール（目安）

受講者募集 令和 8 年 5 月～6 月

講習開催 令和 8 年 7 月～令和 8 年 9 月

※具体的な開催時期については、和歌山県と協議の上、決定すること。

d. 講習内容

自社の成長戦略を実現しうる新規事業を立案するため、生成 AI を効果的に活用した実践スキルを習得させること。具体的には、以下のプロセスを盛り込んだカリキュラムとすること。

1. 多角的なアイデア創出
2. 事業案のスクリーニング（客観的な評価・選定）
3. 市場適合性を確かめる仮説検証および事業計画の作成

また、受講者が演習を通じて作成したプロンプト、事業計画書等の成果物は、原則として当該受講者が所属する企業に帰属するものとし、受託者はこれを不当に制限してはならない。

6 委託業務内容

a. 講習の企画

生成 AI を活用した新規事業立案スキルの習得に資する、創意工夫あるカリキュラムを提案すること。カリキュラムの構成にあたっては、受講者が自社の経営層へプレゼンテーションを行う機会を設定するなど、学習効果の定着および実用化に向けた独自の手法を盛り込むことも可能とする。

b. 講習の周知

受講者募集に向けて、県が実施する広報活動に必要となる素材（チラシ用原稿、画像データ、説明資料等）を整備し、県へ提供すること。また、広報の実施に際しては、必要に応じて県と連携・協力すること。

c. 受講者の募集、取りまとめ

受講者の募集にあたっては、専用の応募フォームを作成・運用し、応募者からの問い合わせ対応や受付管理を行うこと。

d. 募集人数

20 名程度

e. 講習期間(目安)

4 日～6 日程度(各日程間において受講者に課題に取り組ませるなど、学習の継続と

定着を図る構成とする)

f. 講習形態

講習の実施手法については、会場における集合研修（対面）を必須とし、必要に応じてオンライン研修やeラーニング等を併用すること。対面と非対面の特性を活かし、受講者の理解度向上に資する最適な構成とすること。

g. 生成 AI 利用環境の構築・提供

(1) 受託者は、本事業の研修およびワークショップ等で使用する生成 AI の利用環境を自らの責任において構築し、受講者に提供すること。

(2) 提供する生成 AI は、ビジネス利用に適した高度な生成能力を持つモデルを含めること。

(3) 受託者は、受講者が研修期間中（および必要に応じて事後学習期間中）に当該 AI 環境を支障なく利用できるよう、必要なライセンスの付与、アカウント管理、および利用マニュアルの作成を行うこと。

h. 生成 AI のセキュリティおよび情報漏洩防止対策

受託者は、生成 AI 環境の提供にあたり、以下の要件を満たす適切な情報セキュリティ対策を講じること。

(1) 入力データの非学習設定

受講者が入力したプロンプト（指示文）およびデータが、AI モデルの学習に再利用されない設定が担保された環境であること。あるいはサンプルデータを活用するなど適切な対策を講じること。

(2) 利用ガイドラインの策定

受講者に対し、著作権侵害の防止や個人情報の入力禁止など、生成 AI を安全に活用するための「利用ガイドライン」を作成・周知し、リテラシー教育を実施すること。

i. 生成 AI に関する費用について

(1) 生成 AI の利用に伴うライセンス料、API 使用料、環境構築費、および保守運用等に要する一切の費用は、委託料に含めるものとし、県および受講者に対して別途費用を請求することはできない。

(2) 研修期間中、受託者が提供する AI 環境の利用上限（トークン数等）が不足し、事業実施に支障をきたすことがないように、十分な予算措置を講じた上で提案すること。

j . 受講者の登録及び割当等

また、県から受講者に関する情報を得た際には、受講に必要な登録や割当を行うこと。

k. 講習後の受講者及び受講者所属企業に対するアンケートの実施

アンケートは、講習の満足度、理解度等を測定するものとし、和歌山県と協議のうえ作成すること。

l. a～f の結果を取りまとめた講習実施報告書の提出すること。

7 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次のとおりとする。

a. 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

b. 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

c. 印刷製本費

テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

d. 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

e. 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

f. 再委託費

事業の一部を再委託する場合の経費

g. 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

h. その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

i. 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

j. 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

8 成果報告品の納品

本業務終了時には、6 委託業務内容 g 講習実施報告書と、業務委託費支出明細を添付し提出すること。その際、具体的な経費の内訳が分かるように積算を作成すること。

(提出先)

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県商工労働部企業政策局企業振興課 経営支援班

E-mail : e0610001@pref.wakayama.lg.jp

9 その他

- a. 業務の実施にあたっては、業務内容を十分に理解し、和歌山県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- b. 受託事業者は、業務の実施の際に、知り得た個人情報とは適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。本契約終了後も同様とする。

- c. 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、和歌山県と十分に協議のうえ、決定すること。